ประกาศคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน
ที่ ส.6/2568
เรื่อง มาตรการส่งเสริมการลงทุนกิจการด้านการท่องเที่ยวในเมืองรอง

非公式訳

投資委員会布告
第 Sor.6/2568 号
件名：地方都市における観光関連事業への投資奨励措置

---

仏暦 2565 年（2022 年）12 月 8 日付投資委員会布告第 9/2565 号「国家の発展にとって重要な産業への投資奨励措置」に引き続き、

観光推進都市（地方都市）における経済発展の重要な手段として観光を位置づけ、観光を新たな次元へと活性化させ、地方と地域に所得を分配することを目的として、投資委員会は仏暦 2520 年（1977 年）投資奨励法およびその改定増補の第 16 条の権限に基づき、以下のように発布する。

第 1 項　投資奨励対象業種を改定し、仏暦 2565 年（2022 年）12 月 8 日付投資委員会布告第 9/2565 号およびその改定増補の巻末の業種 10.8.2、10.8.3、10.8.4、10.8.5、10.8.6、10.8.7、10.8.8、10.8.9、10.8.10、10.9.1、10.9.2 および 10.9.3 の内容を廃止し、以下の内容を代わりに使用する。

**10 類　高付加価値サービス**

| 業種 | 条件 | 恩典 |
|---|---|---|
| 10.8.2 遊覧船の乗船所サービス | 1. 船の引き上げ設備、陸上の集積場、修理場など様々な設備を有すること。 | |
| | 2. 以下の場合に恩典を与える | |
| | 2.1 観光・スポーツ省が指定する「観光推進都市（地方都市）」に事務所を設置する場合 | A2 |
| | 2.2 その他の県に事業所を設置する場合 | A3 |
| 10.8.3 遊園地 | 1. 投資金額（土地代および運転資金を除く）が 5 億バーツ以上であること。 | |
| | 2. プロジェクトの構成について、委員会の同意を得ること。 | |
| | 3. 以下の場合に恩典を与える | |
| | 3.1 観光・スポーツ省が指定する「観光推進都市（地方都市）」に事務所を設置する場合 | A2 |
| | 3.2 その他の県に事業所を設置する場合 | A3 |

| 業種 | 条件 | 恩典 |
|---|---|---|
| 10.8.4 タイ芸術文化センターまたはタイ美術工芸展示場 | 1. 投資金額（土地代および運転資金を除く）が 3 千万バーツ以上であること。<br>2. プロジェクトの内容は投資委員会の承認を得ること。<br>3. タイ国籍者が登録資本金の 51%以上の株式を保有すること。<br>4. 以下の場合に恩典を与える<br>4.1 観光・スポーツ省が指定する「観光推進都市（地方都市）」に事務所を設置する場合<br>4.2 その他の県に事業所を設置する場合 | A2<br>A3 |
| 10.8.5 野外動物園 | 1. 投資金額（土地代および運転資金を除く）が 5 億バーツ以上であること。<br>2. 土地面積が 500 ライ以上であること。<br>3. プロジェクトの構成について、委員会の同意を得ること。<br>4. グリーン･エリアと駐車場はそれぞれ全面積の 15%以上とすること。<br>5. 以下の場合に恩典を与える<br>5.1 観光・スポーツ省が指定する「観光推進都市（地方都市）」に事務所を設置する場合<br>5.2 その他の県に事業所を設置する場合 | A2<br>A3 |
| 10.8.6 博物館 | 1. 投資金額（土地代および運転資金を除く）が 3 千万バーツ以上であること。<br>2. プロジェクトの内容は投資委員会の承認を得ること。<br>3. 以下の場合に恩典を与える<br>3.1 観光・スポーツ省が指定する「観光推進都市（地方都市）」に事務所を設置する場合<br>3.2 その他の県に事業所を設置する場合 | A2<br>A3 |
| 10.8.7 カーレース場 | 1. 投資金額（土地代及び運転資金を除く）が 10 億バーツ以上であること。<br>2. サーキット（Circuit）の国際自動車連盟（FIA）または国際モーターサイクリズム連盟（FIM）から規格の認定を取得すること。 | |

| 業種 | 条件 | 恩典 |
| --- | --- | --- |
| | 3. 他のレース場、例えば、ドラッグレース場、ドリフト走行レース場、スーパークロスレース場がある場合、同格の規格又は国際基準またはガイドラインに従って、建設すること。<br>4. 近隣住民に対する危険及びトラブルに対する予防、管理措置を有すること。<br>5. 以下の場合に恩典を与える<br>5.1 観光・スポーツ省が指定する「観光推進都市（地方都市）」に事務所を設置する場合<br>5.2 その他の県に事業所を設置する場合 | A2 |
| 10.8.8 観光用ケーブルカーまたはトラムカー事業 | 1. 投資金額（土地代および運転資金を除く）が 1 億バーツ以上であること。<br>2. 以下の場合に恩典を与える<br>2.1 観光・スポーツ省が指定する「観光推進都市（地方都市）」に事務所を設置する場合<br>2.2 その他の県に事業所を設置する場合 | A3<br>A2 |
| 10.8.9 クルーズ・ターミナル（CRUISE TERMINAL） | 1. 投資金額（土地代及び運転資金を除く）が１億バーツ以上であること。<br>2. クルーズと観光客の受け入れに必要な設備や施設が有すること。例えば、乗客の待機場所（旅客ターミナル）、通関や入国の手続きを済ませる場所など。<br>3. 以下の場合に恩典を与える<br>3.1 観光・スポーツ省が指定する「観光推進都市（地方都市）」に事務所を設置する場合<br>3.2 その他の県に事業所を設置する場合 | A3<br>A2 |
| 10.8.10 大型で有益な観光地事業 | 1. 投資金額（土地代および運転資金を除く）が 1 億バーツ以上であること。<br>2. 観光地の種類および構成要素は委員会または関係政府機関の同意を得ること。<br>3. サービス提供には主にテクノロジーを使用すること。 | A3 |

| 業種 | 条件 | 恩典 |
|---|---|---|
| 10.9.1 ホテル事業 | 4. 以下の場合に恩典を与える<br>4.1 観光・スポーツ省が指定する「観光推進都市（地方都市）」に事務所を設置する場合<br>4.2 その他の県に事業所を設置する場合<br><br>1. 部屋数および投資金額は以下の通り。<br>1.1 部屋数が 100 室以上である場合、投資金額（土地代および運転資金を除く）は 1 室あたり 200 万バーツ以上であること。<br>1.2 部屋数が 100 室未満である場合、投資金額（土地代および運転資金を除く）は 5 億バーツ以上であること。<br>1.3 中小企業（SMEs）向け投資奨励措置に基づき奨励を取得する場合、部屋数が 20 室以上、99 室以下で、投資金額（土地代および運転資金を除く）は 1 室あたり 100 万バーツ以上であること。、<br>2. 事務局が定めた基準を満たすホテルであること。<br>3. 以下の通り恩典を受けるとする。<br>3.1 観光・スポーツ省が指定する「観光推進都市（地方都市）」に事務所を設置する場合<br>3.2 その他の県に事業所を設立する場合は機械の輸入関税の免除対象外とする。 | A2<br><br>A3<br><br>A3<br><br>B |
| 10.9.2 コンベンションホール | 1. 4,000 平方メートル以上の会議室用の面積を有し、最大の会議室は 3,000 平方メートル以上であること。<br>2. 適切な施設および設備を有すること。<br>3. 設計図について、委員会の同意を得ること。<br>4. 以下の場合に恩典を与える<br>4.1 観光・スポーツ省が指定する「観光推進都市（地方都市）」に事務所を設置する場合<br>4.2 その他の県に事業所を設置する場合 | A2<br><br>A3 |

| 業種 | 条件 | 恩典 |
|---|---|---|
| 10.9.3 国際展示場 | 1. 室内展示場が 25,000 平方メートル以上あること。<br>2. 全展示場に商談室を設けること。<br>3. 以下の場合に恩典を与える<br>3.1 観光・スポーツ省が指定する「観光推進都市（地方都市）」に事務所を設置する場合<br>3.2 その他の県に事業所を設置する場合 | A2<br>A3 |

第 2 項　本布告は布告の発布日以降に提出される奨励申請書に適用する。

発布日：仏暦 2568 年（2025 年）6 月 5 日

ピチャイ・チュンハバジラ

（ピチャイ・チュンハバジラ）
副首相
投資委員会委員長